

冷媒管理制度のあり方について (たたき台)

平成 24 年 10 月 22 日
事 務 局

1. 現状認識

○冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい

2020年で約2300万t-CO₂(※)、2030年で2500万t-CO₂に上ると推計(温室効果ガス基準年総排出量のそれぞれ1.8%、2.0%)

※注 うち、業務用冷凍空調機器由来は、約1800万t-CO₂。

○機器メーカーとユーザー双方の取組みの必要性

冷凍空調機器の使用中の冷媒漏えいについて、機器メーカーも一定の対策は実施(※)しているものの、今後、一層の取組みが必要。

他方、実際の使用状況によっても劣化の程度は大きく異なるため、機器を使用するユーザーにも一定の管理努力が求められる。

※注 具体的には、漏えい防止ガイドラインの作成、機器生産工場での気密試験実施、ロウ付けの自動化、設備業者への施工標準の普及等を実施。

2. 検討の視点

○繰り返し充てんの多発(故障時修理の徹底)

一部の機器からの繰り返し冷媒充てん等が使用時漏洩量の増加に大きな影響があるとの指摘。

○早期の兆候把握が重要(漏えいの未然防止)

冷凍空調機器の冷却性能等に影響が現れる時点では、概ね冷媒量の3割以上が既に漏えいするとの指摘有。(前回合同会議における日本冷凍空調機器工業会のご説明)

○冷凍空調機器の多様性

業務用の冷凍空調機器は、機器の種類が多種多様で、その用途や使用状況によっても管理方法は千差万別。事業者による現場の状況に応じた適切な取組みを促す必要。

3. 今後の論点（たたき台）

<考え方>

- 冷媒転換の促進と並行して、当面、数十年間は、フロン類が冷媒として使用されることが見込まれるため、ユーザーによる適切な冷媒管理が必要。（別途、機器メーカー等の取組みも必要）
- 他方で、冷媒補充時の機器修理の必要性、原因等についてユーザーは必ずしも適切な判断ができないことも多い。
- そのため、以下のような論点を検討すべきではないか。その他、検討すべき論点はあるか。

<論点1>

○ユーザーの冷凍空調機器管理水準の引き上げ

冷凍空調機器ユーザーが準拠する冷凍空調機器の管理基準を国が設定することとしてはどうか。

（基準のイメージ）☆点検回数等の詳細は、「平成24年度実証事業」を踏まえて判断。

- ・機器の使用環境が適切な状態であることを維持。
- ・腐食をもたらす環境の回避、異常な振動の発生を防止その他一般的管理方法
- ・大型の機器（スクリーン冷凍機、パッケージエアコン、コンデンシングユニット等）について、年〇回以上、知見を有する者（社員可）による定期的な点検を実施。中型の機器については、定期的な点検に努力。

※注 点検に当たっては、通常、機器の稼働を停止する必要はない。遠隔監視システムを導入している場合等は別途の検討（点検は不要か）。

- ・点検に際し漏えい等の異常が発見された場合は、漏えいを防止するための措置を実施する。その際の修理等の措置の内容について記録を行う。

<論点2>

○事業者の自主管理促進・冷媒管理状況の把握

事業者による管理基準遵守のインセンティブを高め、冷媒管理状況を把握するため、一定以上の冷媒フロン類を排出する事業者について、毎年度冷媒フロン類の排出量（冷媒補充量）等の国への報告を求めて国において公表することが有効ではないか。その他考えられる方策はあるか。

<論点3>

○繰り返し充てん等の防止

フロン冷媒の充てんを一定の知見等を有した業者（「フロン類取扱業者」（仮称））に限定することが有効ではないか。なお、その場合、ユーザーが登録業者となり自ら充てんすることは可能とすべきではないか。また、その他考えられる方策や検討事項はあるか。